

■ 難病指定医／協力難病指定医

★1 指定申請手続き

Q1	難病指定医、協力難病指定医にはどのような違いがありますか？
	難病指定医が新規用・更新用どちらの臨床調査個人票も作成できるのに対し、協力難病指定医は、更新用の臨床調査個人票のみしか作成できません。また、難病指定医と協力難病指定医両方の指定を同時に受けることはできず、それぞれ指定を受けるための要件が異なります。
Q2	難病指定医（協力難病指定医）の申請をした場合、指定の有効期間はいつからいつまでになりますか？
	申請された日から5年間が指定有効期間となります。 例えば、令和3年5月11日に申請した場合、指定の有効期間は「令和3年5月11日～令和8年5月10日」となります。
Q3	難病指定医に必要な専門医の資格をもっていますが、協力難病指定医として指定されることは可能ですか？
	専門医の資格の有無にかかわらず、協力難病指定医としての要件を満たしていれば指定を受けることはできます。 ただし、協力難病指定医の申請をするには、専門医の資格をお持ちであっても必ず協力難病指定医研修（オンライン研修）を受講し修了しておく必要があります。
Q4	専門医の資格は、どのような専門医でもよいですか？
	厚生労働省が指定する学会の専門医資格のみとなります。詳細は下記URLでご確認ください。 (URL : https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/62821/1/190501senmonni.pdf?20210330143021)
Q5	認定内科医等の認定医は、専門医に含まれますか？
	厚生労働省が指定する学会の専門医に限られますので、認定内科医等の指定されていない資格は専門医に含まれません。
Q6	主たる勤務先が難病の指定医療機関でなくても指定医の申請はできますか？
	臨床調査個人票を作成できるのが指定医であり、特定医療費助成制度の対象となる医療を実施するのが指定医療機関です。 したがって、主たる勤務先が難病指定医療機関以外であっても指定医の申請はできます。
Q7	複数の専門医資格を持っている場合、申請書様式にはどのように記載したらよいですか？
	一つの専門医資格の所有を確認できれば要件を満たすので、全てを記入する必要はありません。
Q8	歯科医師は指定医になることはできますか？
	歯科医師は指定医になることはできません。
Q9	「5年以上診断または治療に従事した経験」とは、指定難病の診断または治療に限られますか？
	指定難病に限らず、何の疾病でも結構です。また、臨床研修の期間も経験となります。
Q10	「5年以上診断または治療に従事した経験」には、臨床研修の期間は含まれますか？
	臨床研修の期間も経験に含まれます。
Q11	申請書様式の「診断または治療に従事した期間及び医療機関名称」欄に経歴を書ききれない場合、どのように記載したらよいですか？
	診断または治療に従事した期間が5年以上あることを確認することが目的ですので、直近5年間の従事状況が記載されていれば結構です。
Q12	難病指定医の指定に係る研修修了証に有効期間はありますか？
	修了証自体に有効期間はありませんが、研修修了の区分で難病指定医として5年間の指定を受けた場合、指定を更新する場合には、もう一度研修を受講する必要があります。なお、専門医の資格を取得されており専門医資格をもって指定申請される場合は研修を受講する必要はありません。
Q13	主たる勤務地を管轄する福岡県で難病指定医（協力難病指定医）の指定を受けているのですが、福岡市内の医療機関でも臨床個人調査票を記載する場合があります。この場合は、福岡市からも難病指定医（協力難病指定医）の指定を受ける必要はありますか？
	難病指定医（協力難病指定医）の指定は、主たる勤務地を管轄する都道府県又は政令指定都市の1か所指定を受けていれば、全国どこの医療機関でも臨床調査個人票を作成することが可能です。
Q14	福岡市から難病指定医（協力難病指定医）として指定を受けていますが、異動により「主として指定難病の診断を行う医療機関」が変わります。どのような手続きが必要ですか？
	<ul style="list-style-type: none"> ・異動先が【市内】の医療機関の場合 → 指定医変更届出書により、「主として指定難病の診断を行う医療機関」の変更を届出を行ってください。 ・異動先が【市外】の医療機関の場合 → 福岡市の難病指定医（協力難病指定医）としては資格がなくなりますので、指定医辞退届出書により辞退の届出を行ってください。 なお、異動先の医療機関を「主として指定難病の診断を行う医療機関」として再度難病指定医（協力難病指定医）の指定を受けたい場合は、その医療機関の所在地がある都道府県又は政令指定都市に新規の申請を行ってください。
Q15	氏名が変更になりました。何か届出が必要ですか？
	指定医変更届出書に氏名が変更になったことが確認できる書類（戸籍抄本など）を添付のうえ提出してください。
Q16	難病指定医（協力難病指定医）の有効期間の終了が来年に迫っていますが、更新手続きはどのようにしたらよいですか？
	有効期間終了日の属する年度の前年度の1月頃に、難病指定医（協力難病指定医）の更新のご案内を送付しますので、受領後に指定更新申請書を提出してください。 (例) 有効期間終了日（令和4年2月28日） → 令和3年1月頃に更新案内を送付します。
Q17	更新申請を失念しており、指定の有効期間が切れてしまいました。今からでも更新することは可能ですか？
	指定の有効期間が満了してしまった後は更新申請はできないため新規申請を行ってください。 この場合の指定日は、有効期間満了日の翌日からではなく申請した日からとなります。
Q18	協力難病指定医から難病指定医に登録を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？
	協力難病指定医の辞退届及び難病指定医の新規申請を同時に提出してください。

★2 臨床調査個人票の作成等

Q19	<p>主たる勤務先が難病の指定医療機関の指定を受けていますが難病指定医（協力難病指定医）の指定を受けていません。難病指定医（協力難病指定医）の指定を受けていないと難病の診察・治療等はできませんか？</p> <p>難病指定医（協力難病指定医）は臨床調査個人票(診断書)を作成することが可能な医師です。診療・治療等は、指定医でなくても行うことができます。</p>
Q20	<p>患者さんからの要望があれば専門外の疾病でも臨床調査個人票を作成することは可能ですか？</p> <p>難病指定医（協力難病指定医）はすべての指定難病について臨床調査個人票を作成することが可能です。しかしながら、専門外の疾病等の記載を求められた場合は、適宜専門の指定医を紹介することが望ましいと考えられます。</p>
Q21	<p>難病指定医は小児慢性特定疾病の意見書も作成できますか？</p> <p>小児慢性特定疾病の意見書を作成できるのは「小児慢性特定疾病指定医の指定を受けた医師」のみです。意見書を作成されたい場合は、事前に「小児慢性特定疾病指定医の指定」を受ける必要があります。</p>
Q22	<p>他の医療機関からの紹介患者のため臨床調査個人票の検査結果など不明な項目は「不明」と記載してもよいですか？</p> <p>基本的に、申請区分（新規・更新）毎に記載が必要な項目は紹介元の医療機関に確認するなどして全て記載してください。未記入の項目があると審査の際に判定が困難となり、後日内容を照会するケースや場合によっては不認定となるケースもありますのでご注意ください。</p>